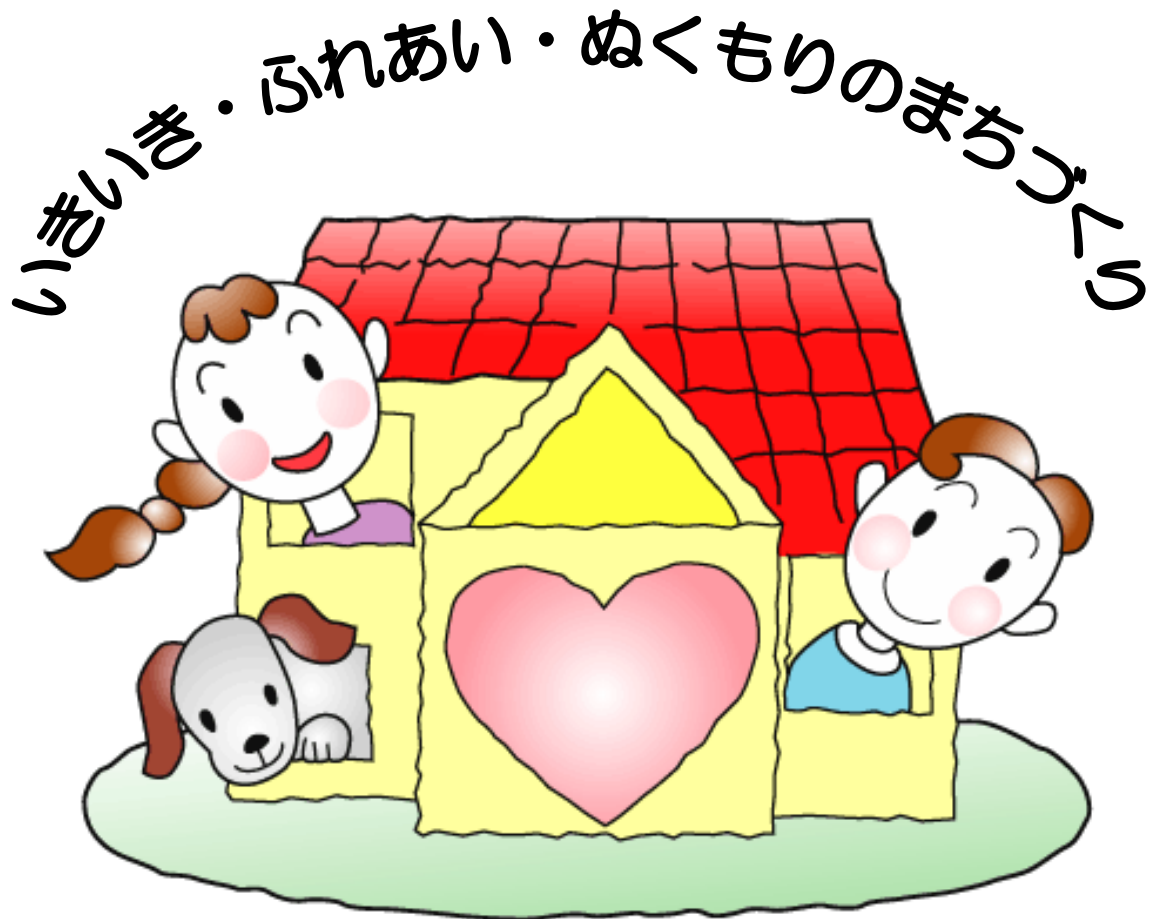


障害者の援護について



障害者の方やご家族の方へ

ぜひ一読していただき活用していただけますようお願いいたします。
また、市役所ホームページ「市民便利帳」にも掲載されています。
<http://www.city.gyoda.lg.jp/benricyou/index.html>

行田市役所

健康福祉部福祉課

平成20年10月現在

障害者週間

1992年の第47回国連総会で「国際障害者デー」と宣言した12月3日より、12月9日までの1週間を「障害者週間」とし、障害のある人自身の自立と社会参加への意欲、国民の障害者福祉に対する理解と認識をより一層高めるための期間としています。

9月は「障害者雇用支援月間」です。
事業主のみならず、広く国民一般に対して
障害者雇用の機運を醸成するとともに、
障害者の職業的自立を支援するため、
厚生労働省、都道府県、都道府県協会等と協力して、
さまざまな啓発活動を展開しています。

目次

※下記の各サービスについては、手帳の等級や程度により対象外となる場合があります。
また、介護保険制度を利用できる方は介護保険サービスが優先されます。

1 日常生活の援護について

身体	知的	精神		頁
○			補装具費の支給	1
○	○		日常生活用具の給付	2
○	○		入浴サービス事業	2
○	○		紙おむつ給付事業	3
○	○		寝具の乾燥及び丸洗いサービス事業	3
○			居宅改善整備費補助事業	3
○	○	○	NHK 受信料の減免	3
○			車いすの貸出	4
○			手動式介助ベッドの貸出	4
○	○	○	生活サポート助成事業	4
○			緊急通報 FAX	4
○	○		配食サービス事業	4
○	○	○	市町村障害者相談支援事業	5
○			メール・FAX110番	5
○	○	○	権利擁護センター	5

2 移動範囲の拡大について

身体	知的	精神		頁
○	○	○	自動車運転免許取得費補助事業	6
○			自動車改造費補助事業	6
○	○		JR 等の運賃の割引	6
○	○		バス運賃の割引	6
○	○		航空運賃の割引	7
○	○		タクシー運賃の割引	7
○	○		有料道路の割引	7
○	○	○	福祉タクシー利用料金助成	8
○	○	○	重度障害者自動車燃料費の助成	8
○	○	○	市内循環バスの無料	8
○	○		特別駐車許可	8
○			身体障害者自動車運転免許の無料講習	9
○			リフト付自動車の貸出	9

3 医療について

身体	知的	精神		頁
○	○	○	重度心身障害者医療費助成	10
○	○		ひとり親家庭等医療費助成	10
○	○	○	後期高齢者医療制度による医療給付	10
○	○		県立施設障害者歯科診療紹介予約制度	10
○	○		訪問歯科診療	11

4 手当・年金関係

身体	知的	精神		頁
○	○		行田市心身障害者(児)福祉手当	12
○	○	○	特別障害者手当	12
○	○	○	障害児福祉手当	12
○	○		経過的措置による福祉手当	13
○	○		特別児童扶養手当	13
○	○		児童扶養手当	13
○	○	○	障害基礎年金	14
○	○	○	障害厚生年金	14
○	○	○	心身障害者扶養共済制度	14
○	○	○	特別障害給付金制度	14

5 税金関係

身体	知的	精神		頁
○	○	○	所得税の障害者控除	15
○	○	○	市民税・県民税の障害者控除	15
○	○	○	相続税の障害者控除	15
○	○	○	贈与税の非課税	15
○			医療費の控除	16
○			個人事業税の非課税	16
○	○	○	ゴルフ場利用税の非課税	16
○			福祉車両に対する減免	16
○	○	○	自動車税及び自動車取得税の減免	17

6 保健事業

身体	知的	精神		頁
○	○	○	理学療法相談	18
○	○	○	ことばの相談	18
○	○	○	心理発達相談	18
○	○	○	親子教室	18
○	○	○	こころの相談	18
○	○	○	ソーシャルクラブ	18

7 総合福祉会館での事業

身体	知的	精神		頁
○			地域活動支援センター事業	19
○	○	○	機能回復訓練事業	19
○	○	○	社会自立支援事業	19
○	○	○	おもちゃ図書館	19
○	○	○	児童デイサービス	19

8 介護保険との関係

20

9 相談員・障害者団体・障害者施設関係

身体	知的	精神		頁
○			身体障害者相談員	21
	○		知的障害者相談員	21
○	○	○	障害者団体	21
○	○	○	民生委員・児童委員	22
○	○	○	行田市内にある障害者施設等	22

10 その他

身体	知的	精神		頁
○			郵便による不在者投票	24
○			代理人による代理記載制度	24
○	○		青い鳥郵便葉書の無料配布	24
○	○	○	無料番号案内(ふれあい案内)	24
○	○	○	携帯電話障害者割引	25
○			身体障害者標識(障害者マーク)	25
○			国際シンボルマーク	25
○			耳マーク	25
○			ハート・プラス マーク	26
○			ほじょ犬	26
	○	○	成年後見制度	26
	○	○	あんしんサポートネット(埼玉県福祉サービス利用援助事業)	26
○	○	○	職業相談・職業紹介・職業訓練	27
○			福祉カード	28
○	○	○	埼玉県障害者福祉資金貸付制度	28
○	○	○	行田市内公共施設の使用料等の減免	29
○	○	○	埼玉県内公共施設の使用料等の減免	29

11 障害者自立支援法の紹介

31～

1 日常生活の援護について

○ 補装具費の支給

身体上の障害を補うための補装具費の支給を行います。

◇必ず事前にご相談の上で、申請となります。

障 害 内 容	主 な 補 装 具
視覚障害者用	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	車いす、電動車いす、座位保持いす、歩行器、義肢（義手、義足）、装具、歩行補助杖、座位保持装置等

（対象者） 身体障害者手帳を所持している方

（手 続） 埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要になりますので、事前にご相談の上、申請となります。

（負担額） 原則、補装具価格の1割負担です。

※ 所得に応じて負担上限月額があります。

（窓 口） 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 日常生活用具の給付

在宅の障害者(児)に対し、日常生活を改善するための日常生活用具を障害に応じて給付します。
◇必ず事前のご相談、申請が必要になります。

種類(主な物)	対象者
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者 2 級以上の方
視覚障害者用活字文書読上げ装置	〃
盲人用時計(触読・音声)	〃
拡大読書機	〃
点字タイプライター	〃
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者の方
電磁調理器	視覚障害者 2 級以上の方、知的障害者①～A の方
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の方
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって入浴に介護が必要な方
移動・移乗支援用具	平衡、下肢、体幹に障害を有し家庭内の移動に介護が必要な方
体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の方
特殊便器	上肢機能障害 2 級以上の方、知的障害者①～A の方
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級以上の方、知的障害者①～A の方
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の方
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上の方
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者で、必要と認められた方
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上の方で、CAPD による透析療法を行う方
電気式たん吸引機	呼吸器機能障害 3 級以上の身体障害者の方
ネブライザー	〃
酸素ボンベ運搬機	医療保険における在宅酸素療法を行う方
ストマ用装具(蓄尿・便袋)	ぼうこう・直腸機能障害でストマ用装具が必要な方

※上記以外にもあります。

- (手 続) 事前にご相談ください。
- (負担額) 原則、日常生活用具価格の 1 割負担になります。
※ 所得に応じて負担上限月額があります。
- (窓 口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 入浴サービス事業

家庭内で入浴の困難な重度の心身障害者に対し、毎月2回以内(6月～9月の間は4回以内)の入浴援護を行い、健康保持を図り、介護の負担を軽減します。

- (対象者) 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳①・A をお持ちの方
- (手 続) 事前にご相談ください。
- (費 用) 自己負担 1,100 円(1回)
- (窓 口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 紙おむつ給付事業

在宅の重度心身障害者に対して、毎月紙おむつを給付します。なお、生計中心者の課税状況により給付枚数に違いがあります。

- (対象者) 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳①・A をお持ちの方
- (手続) 事前にご相談ください。
- (費用) 無料
- (窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 寝具の乾燥及び丸洗いサービス事業

在宅の重度心身障害者にふとんの乾燥・殺菌・消毒を行います。なお、丸洗いは、対象者が希望する場合に限り、下記の時期に年 1 回を限度として、乾燥に替えて行えます。

実施時期 …… 5 月、8 月、11 月、2 月

- (対象者) 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳①・A をお持ちの方
- (手続) 事前にご相談ください。
- (費用) 乾燥は無料です。ただし、丸洗いは生計中心者の課税状況により一部自己負担があります。
- (窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 居宅改善整備費補助事業

重度障害者の日常生活における利便を図るために居室・便所・浴槽等を改善する場合に、その費用の一部を助成します。

- (対象者) 身体障害者手帳 1・2 級で、下肢、体幹機能に障害をお持ちの方
- (手続) 事前にご相談ください。
- (窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ NHK 受信料の減免

NHK 受信料の減免は、世帯の状況、障害状況により下表のとおりとなります。

	全額免除 [障害者の方を世帯構成員に有する場合]	半額免除 [障害者の方が世帯主の場合]
身体	世帯構成員全員が市町村民税非課税	視覚・聴覚障害者 身体障害者(1 級または 2 級)
知的	世帯構成員全員が市町村民税非課税	知的障害者(①または A)
精神	世帯構成員全員が市町村民税非課税	精神障害者(1 級)

※ 上記の減免要件に該当しなくなった場合は、取り消しとなります。

- (窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

◇福祉課にて免除の証明をいたしますので、以下のものを用意してください。
障害者手帳・印鑑

- (申請先) NHK 大宮営業センター
〒361-0801 さいたま市土手町 1-2 JA 共済埼玉ビル 7F
TEL 048-643-1030 FAX 048-641-7435

○ 車いすの貸出

在宅生活をしている心身障害者(児)や、介護認定において要支援1・2または要介護1の認定を受けている高齢者、その他心身の状態により必要とされる方に貸出しをします。

- (費用) 消毒・メンテナンス代 1,300 円
- (期間) 6ヶ月間(更新により最長で1年6ヶ月間)
- (窓口) 行田市社会福祉協議会(総合福祉会館内 557-5400)

○ 手動式介助ベッドの貸出

在宅生活をしている心身障害者(児)や、介護認定において要支援1・2または要介護1の認定を受けている高齢者、その他心身の状態により必要とされる方に貸出しをします。

- (費用) メンテナンス代 2,500 円 (マットレス使用の場合は、1,500 円が加算されます)
- (期間) 6ヶ月間(更新により最長で1年6ヶ月間)
- (窓口) 行田市社会福祉協議会(総合福祉会館内 557-5400)

○ 生活サポート助成事業

民間サービス事業者が実施する在宅障害児(者)の一時預かりや、派遣による介護サービス、身近な場所への移送・外出援助サービスなどを利用した場合、利用料金の一部を助成します。

- (対象者) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方又は医師の診断により発達に障害があると診断された方。
- (手続) 事前に登録する必要があります。登録後、利用券を交付します。
- (費用) 生計中心者の所得税額により、負担額が異なります。
- (窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 緊急通報 FAX

万一の事故や急病、火災、その他緊急事態が発生した場合に、専用の通報カードを利用して消防署へ FAX することで緊急通報ができます。

- (対象者) 聴覚障害、音声・言語障害を持つ方で、FAX 以外で緊急通報が困難な方
- (手続) 事前に登録する必要があります。
- (窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 配食サービス事業

65歳以上の者で構成する世帯(昼食時又は夕食時に恒常的にこれと同様の状態になる世帯を含む。)の者と生活を共にする重度心身障害者の方のために、食事(1日1回で、週4回まで)を居宅へ配達すると共に安否確認などを行います。

- (対象者) 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳[Ⓐ]・A をお持ちの方
- (手続) 事前にご相談ください。
- (費用) 1食 400 円
- (窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 市町村障害者相談支援事業

在宅福祉サービスの利用援助及び助言、ピアカウンセリングの実施、専門機関などの情報提供から紹介、その他福祉に関する相談

(対象者) 在宅の身体障害者(児)の方及びその家族の方
(費用) 無料
(窓口) 北埼玉障害者生活支援センター
羽生市上川俣 1486-1 (身体障害者療護施設 白鳥園内)
TEL 048-560-3411 FAX 048-560-3412

(対象者) ①発達の遅れや行動が気になるお子さん及びその家族の方
②知的障害のある方、その家族及び関係者
③保育園・幼稚園・学校・作業所・企業などで障害のある方の指導、援助にあたる方など
④在宅の精神障害者の方及びその家族の方
(費用) 無料
(窓口) 北埼玉障害者生活支援センター
羽生市中央 3-4-7
TEL 048-560-0294 FAX 048-560-0295

○ メール・FAX110番

(内容) 聴覚や言語に障害のある方などが事件や事故にあったとき、携帯電話のEメールやパソコンのメール機能、FAXを利用して、警察へ緊急通報できます。

(対象者) 聴覚や言葉が不自由な方

メール
アドレス 110ban@mail.police.pref.saitama.jp

F A X
番 号 0120-264-110(フリーダイヤル)

(注 意) ①埼玉県内で起きた事件や事故を警察へ緊急通報するときに利用してください。
②メール110番は、プロバイダーのメール利用料が必要です。
③時間帯や場所によってメールの着信に時間がかかることがあります。
④警察からの返信を必ず確認し、返信が確認できないときは、再度送信するか身近の人に110番通報を依頼してください。
⑤事件や事故にあった住所と待機場所がことなる場合は、それぞれを必ず送信してください。
⑥メールアドレスは、着信メールに自動的に表示されます。なお、写真など添付ファイルは送信できません。

(窓口) 埼玉県警察本部 地域部通信指令課 企画・管理係
TEL 048-832-0110

※ 詳しいことは、上記までお問い合わせください。

○ 権利擁護センター

障害のある方、高齢者の方、福祉サービスを利用している方の安心生活を支援します

(内容) ①権利擁護相談 ②福祉サービス利用援助事業 ③福祉サービス苦情相談事業

(窓口) (社福)埼玉県社会福祉協議会
TEL 048-822-1194(代表)

※ 詳しいことは、上記までお問い合わせください。

2 移動範囲の拡大について

○ 自動車運転免許取得費補助事業

自立更生のために自動車運転免許を取得しようとする障害者に対し、取得費用の一部を助成します。ただし、世帯の所得税額(市民税額)による制限があります。

- (対象者) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- (手続) 事前にご相談ください。
- (窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 自動車改造費補助事業

就労などに伴い自動車を取得し、その車に改造が必要となる場合、その費用の一部を助成します。ただし、特別障害者手当の所得制限額の準用による制限があります。

- (対象者) 身体障害者手帳を所持している方
- (手続) 事前にご相談ください。
- (窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ JR等の運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方が単独又は介護者と共にJR各社の鉄道、航路及び自動車線、並びに連絡船に乗る場合に割引があります。

各乗車券発売窓口にて手帳を提示してください。

- 第1種障害者とその介護者が利用 … 2人で同じ区間を乗車船する場合に5割引(急行券含)
- 第1種、第2種障害者が単独で利用 … 片道100kmを超える区間を乗車船する場合に5割引

※私鉄に関しては、各鉄道会社までお問い合わせください。

○ バス運賃の割引

県内を発着地とする路線バスに乗車する場合(介護者を要する場合には、介護者も5割引となります。)に割引があります。

- (対象者) 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方
 - (割引率) 普通運賃 … 5割引 定期運賃 … 3割引
- 乗車券購入時又は乗車中の請求時に手帳を提示してください。
※ 詳しくは、各路線バス会社までお問い合わせください。

○ 航空運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている12歳以上の方で国内旅行に航空機を利用する場合に割引があります。

(割引率) 普通大人片道運賃の25%

(窓口) 各航空会社支店・営業所

○ タクシー運賃の割引

タクシーに乗車した場合にタクシー運賃の割引があります。福祉タクシー券との併用も可能です。

(対象者) 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

(割引率) 1割引

タクシー料金清算時に手帳を提示してください。

○ 有料道路の割引

有料道路を利用する場合に料金の割引があります。

(対象者) ① ご本人が運転する場合…身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

② ご本人が運転せず、同乗されている場合…「第1種」の身体障害者手帳又は「第1種」の療育手帳の交付を受けている方

(割引率) 5割引

(窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線265・266)

◇ あらかじめ福祉課にて申請手続きをする必要があります。

車は1台のみ手帳に登録されます。

営業用等の車は認められません。

料金支払時に手帳を提示することになります。

◇ 割引の申請時に必要なもの

・ 身体障害者手帳・療育手帳 ・ 運転免許証(自らが運転する方のみ) ・ 車検証

ETCをご利用になる方は、本人名義のETCカード(未成年の場合は、親権者のETCカードでも可能な場合があります。)
・「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

※ 有効期間更新の折の通知はいたしません。有効期限2ヶ月前から更新の手続きが取れます。

○ 福祉タクシー利用料金の助成

在宅の重度障害者の方に対してタクシー利用料金の一部(基本料金相当額)を助成する福祉タクシー券を交付します。タクシー券との差額は現金で支払ってください。タクシー券は年24枚交付されます。埼玉県内共通で使用できます。

(対象者) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・A、精神保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
(窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

◇ 申請時に必要なもの

① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ② 印鑑

※ 下記の燃料費助成制度との併用はできません。

○ 重度障害者自動車燃料費の助成

在宅の重度障害者の方に対して自動車燃料費の一部を助成します。

福祉課で交付する燃料費助成券(1枚につき1000円分)を市内のガソリンスタンドへ提出してください。ただし、セルフサービスのガソリンスタンドでは利用できません。

助成券は、4月中に申請をする方は年間12枚、5月以降申請する方は、申請する月より、翌年3月までの月数分を当該年度分として交付します。

(対象者) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
またはその家族など

(窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

◇ あらかじめ福祉課へ申請手続をする必要があります。

◇ 申請時に必要なもの

① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ② 運転免許証 ③ 車検証 ④ 印鑑

※ 上記の福祉タクシー利用料金助成との併用はできません。

○ 市内循環バスの無料

障害者手帳の提示により、市内循環バスに無料で乗車できます。

また、障害者手帳に代わるものとして「市内循環バス無料乗車証」を発行しております。

(対象者) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害者の方に現に付き添っている介護者(1人に限る)及び未就学児(申告が必要)

(窓口) 生活課(556-1111 内線 251)

○ 特別駐車許可

標章を掲示すれば、駐車禁止区域内(法定禁止区域を除く)でも、他の交通の妨げにならない限り駐車できます。警察署窓口にて申請手続きが必要になります。

(対象者) 障害者手帳の種類、障害の区分により定められています。詳細については警察署へ問合せください。

(窓口) 行田警察署(代) 553-0110

○ 身体障害者自動車運転免許の無料講習

18歳以上の身体障害者の方が自動車運転免許を取得する場合、次の①②③の全てに当てはまる方は、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料で運転教習が受けられます。（入所日は1, 4, 7, 10月の各月初めで、教習期間は、約3ヶ月です。宿泊施設は有料ですがあります。）

- ① 行田公共職業安定所に求職登録をしてある方
- ② 運転免許試験場での運転適性検査に合格した方
- ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

（窓 口） 身体障害者運転能力開発訓練センター〔東園(アズマエン)自動車教習所〕
月曜定休
〒 352-0023 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46
TEL 048-481-2711 FAX 048-481-6578
ホームページアドレス <http://www.azumaen.or.jp>

○ リフト付自動車の貸出

車いすなど補装具を使用している方、又は一般交通機関の利用が困難な方に対しリフト付自動車の貸出を行っています。

- （費 用） 貸し出しは無料ですが、燃料費は自己負担になります。
（期 間） 4日以内
（窓 口） 行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内 557-5400）

3 医療について

○ 重度心身障害者医療費助成

病院などで診療を受けた場合、各種保険制度による医療費の一部負担額(高額療養費・附加給付金・食事療養標準負担額・生活療養標準負担額を除く)を助成します。

- (対象者) 身体障害者手帳1～3級、療育手帳①～B、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた者(身体障害者手帳4級の一部、精神障害者保健福祉手帳の1～2級等)
- (窓口) 保険年金課医療担当(556-1111 内線 227)

○ ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の18歳未満の児童、一定の障害を持つ20歳未満の児童、及び父母、その養育者が病院などで診療を受けた場合、各種保険制度による一部負担額(高額療養費・附加給付金・食事療養標準負担額・生活療養標準負担額を除く)を助成します。

- (費用) 市民税課税者の場合、自己負担金があります。
- (窓口) 保険年金課医療担当(556-1111 内線 226)

○ 後期高齢者医療制度による医療給付

後期高齢者医療制度による医療給付は、75歳から適用になりますが、65歳から適用される場合があります。

- (対象者) 身体障害者手帳1～3級
身体障害者手帳4級の一部
療育手帳①～A
精神障害者保健福祉手帳の1～2級等
- (窓口) 保険年金課医療担当(556-1111 内線 227)

○ 県立施設障害者歯科診療紹介予約制度

歯科診療所において、診療困難な方又はこれに準じる方に県立施設での歯科診療の紹介予約を行います。

- (対象者) 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方
- (費用) 各種保険制度に基づく自己負担額があります。
- (窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 訪問歯科診療

家庭で療養している高齢者や障害のある方で、歯に関してお困りの方に歯科医師又は保健師等が家庭に伺って歯の相談、治療、ブラッシング指導等を行います。

- (対象者) 家庭で療養している高齢者や心身障害等の方で、歯科医師が「訪問しての診療が可能」な方です。(ただし、医療機関に受診のできる方は除きます。)
- (手続) 事前にご相談ください。
- (費用) 歯科医師が診療を行った場合には、保険診療になりますので規定の費用がかかります。
- (窓口) 保健センター(553-0053)

4 手当・年金関係

○ 行田市心身障害者(児)福祉手当

重度心身障害者(児)の方に手当が支給されます。

(対象者) ○在宅の身体障害者手帳1～2級、療育手帳④～A

月額 9,000 円

○上記で国民年金法などに基づく障害を支給事由とする年金(障害年金)の受給者

月額 6,500 円

◆ 所得による支給制限があります。

○身体障害者手帳3級、療育手帳 B 及び施設入所者

月額 5,000 円

◆ 本人及び保護者等の所得税額が、9万円を超えた場合には、支給停止となります。

※特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的措置による福祉手当を受けている方は、対象となりません。

※住所・氏名、等級・程度、年金等の受給状況、施設への入・退所、保護者、口座名義など申請内容が変更となった場合は、変更申請を提出してください。

(支給月) 7月、11月、3月

(窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 特別障害者手当

20歳以上で、重度の障害により日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に支給されます。

※施設入所中の方や3ヶ月以上継続して入院している方は、受けられません。

※所得による支給制限があります。

(支給額) 月額 26,440 円 (H18.4～)

(支給月) 2月、5月、8月、11月

(窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 障害児福祉手当

20歳未満で身体又は精神に重度の障害がある方に支給されます。

※ 施設入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は、受けられません。

※ 所得による支給制限があります。

(対象者) ① 身体障害者手帳1及び2級の一部の方、療育手帳④相当の方

② 精神、血液疾患、肝臓疾患などで、①と同程度の障害を有する方

(支給額) 月額 14,380 円 (H18.4～)

(支給月) 2月、5月、8月、11月

(窓口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 経過措置による福祉手当

経過措置として、制度改正(昭和61年4月1日)以前に20歳以上の方で、制度改正前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受給できない方に支給します。

※ 施設入所中の方は、受けられません。

※ 所得による支給制限があります。

(支給額)月額 14,380 円 (H18.4~)

(支給月)2月、5月、8月、11月

(窓 口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。

※ 児童が障害による公的年金を受けることができるときや児童福祉施設等に入所しているとき等は、受けられません。

※ 所得による支給制限があります。

(支給額) 障害の状態 月額(1人について) 1級(重度) 50,750 円 (H18.4~)

2級(中度) 33,800 円 (H18.4~)

(支給月) 2月、5月、8月、11月

(窓 口) 子育て支援課子育て支援担当(556-1111 内線 262)

○ 児童扶養手当

本来、この手当は、母子家庭を対象としていますが、父の障害を理由とする場合にも対象となる場合があります。

※ 申請する方や児童が公的年金を受けることができるときや児童が児童福祉施設等に入所しているとき等は、受けられません。

※ 所得による支給制限があります。

(対象者) ① 父親に一定の障害がある場合。(この場合児童は、18歳になった年の年度末まで)

② 母子家庭の方で、障害のある子どもを養育している場合。(この場合児童は、20歳まで)

(支給額) 児童1人月額(全額支給)41,720 円 (H18.4~)

又は(一部支給)月額 41,710 円から 9,850 円

児童2人月額(全額支給)46,720 円 (H18.4~)

又は(一部支給)月額(41,710 円から 9,850 円)+5,000 円

3人目から児童1人増すごとに 3,000 円を加算した額

(支給月) 4月、8月、12月

(窓 口) 子育て支援課子育て支援担当(556-1111 内線 262)

※ 児童扶養手当を受けている世帯の方が JR で通勤・通学している場合は、通勤定期乗車券の割引制度がありますので申し出てください。

○ 障害基礎年金

国民年金加入中に初診日のある病気・けがで障害認定日に一定の障害状態にある場合に支給されます。

- ① 被保険者であるときに医療機関の初診日があること。
- ② 障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日)に一定の障害状態にあること。
- ③ 保険料を一定期間納付していること。
- ④ 障害認定日に該当しなくても、65歳になるまでに病状が悪化し一定の障害状態になったとき。
※ 20歳前に初診日のある障害については、保険料の納付に係わりなく障害基礎年金が支給されることがあります。

(窓 口) 保険年金課国民年金担当(556-1111 内線 270・275)

○ 障害厚生年金

厚生年金加入中に、医療機関の初診日がある病気・けがで一定の障害状態にある場合に支給されます。

※ 障害基礎年金に該当しない程度の障害状態でも、障害厚生年金(3級)や障害手当金が支給されることがあります。

(窓 口) 熊谷社会保険事務所(522-5158)
ねんきんダイヤル(0570-05-1165)

○ 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定額の掛金を収めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

- (対象者) 身体障害(1級～3級)、知的障害及び精神又は身体に永続的な障害がある方
(手 続) 事前にご相談ください。
(費 用) 月額 9,300 円～23,300 円(平成 20 年 4 月 1 日以降に新たに加入の方)
(年金額) 月額 1口加入 20,000 円 2口加入 40,000 円
(窓 口) 福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)

○ 特別障害給付金制度

平成17年4月から創設された制度で、国民年金の任意加入期間に加入していなかったために障害基礎年金等を受給できなかった人に特別障害給付金が支給されます。

- (対象者) ①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生(定時制、夜間部、通信制は除く)
②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった厚生年金に加入していた方の配偶者

上記①、②のいずれかに該当し、当時、任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級の障害の状態にある方

(窓 口) 保険年金課国民年金担当(556-1111 内線 270・275)

5 税金関係

○ 所得税の障害者控除

障害者が納税義務者本人又は納税義務者の配偶者・扶養親族である場合に次の額の控除が受けられます。

① 特別障害者控除 40万円

(対象者) 身体障害者手帳1級～2級、療育手帳[Ⓐ]～A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

② 普通障害者控除 27万円

(対象者) 身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B～C、精神障害者保健福祉手帳2～3級をお持ちの方

(窓 口) 行田税務署(556-2121)

○ 市民税・県民税の障害者控除

障害者が納税義務者本人又は納税義務者の配偶者・扶養親族である場合に次の額の控除が受けられます。

① 特別障害者控除 27万円

(対象者) 身体障害者手帳1級～2級、療育手帳[Ⓐ]～A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

② 普通障害者控除 26万円

(対象者) 身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B～C、精神障害者保健福祉手帳2～3級をお持ちの方

(窓 口) 税務課市民税担当(556-1111 内線 231・232)

○ 相続税の障害者控除

障害者が相続により財産を取得する場合に次の額の控除が受けられます。

① 特別障害者控除 (相続人が70歳になるまでの年数×12万円)

(対象者) 身体障害者手帳1級～2級、療育手帳[Ⓐ]～A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

② 普通障害者控除(相続人が70歳になるまでの年数×6万円)

(対象者) 身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B～C、精神障害者保健福祉手帳2～3級をお持ちの方

(窓 口) 行田税務署(556-2121)

○ 贈与税の非課税

特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づき、金銭などの財産が信託銀行などにおいて信託された場合、6,000万円を限度として非課税になります。

(対象者) 身体障害者手帳1級～2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

(窓 口) 行田税務署(556-2121)

○ 医療費の控除

① 所得税のおむつに係る医療費控除

(対象者) 傷病などにより、概ね6ヶ月以上寝たきり状態にある方で、医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの必要と認められる方

※ 寝たきり状態の原因となった傷病について治療を行う医師の証明書が必要です。
(証明書の用紙は、高齢者福祉課に用意してあります。)

(窓 口) 行田税務署(556-2121)

② 所得税のストマ用装具に係る医療費控除

(対象者) 治療上適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認めた方
※ 医師の証明書が必要です。(証明書の用紙は、福祉課に用意してあります。)

(窓 口) 行田税務署(556-2121)

◆市役所税務課でもご相談を行っております。(税務課市民税担当 556-1111 内線 231・232)

○ 個人事業税の非課税

両目の視力が0.06以下の視覚障害者の方が、あんま・マッサージ・鍼・灸・柔道整復、その他の医業に類する事業を個人で営む場合。

(窓 口)行田税務署(556-2121)

○ ゴルフ場利用税の非課税

障害者の方などがゴルフ場を利用する場合、利用税が非課税となります。

(対象者) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

(手 続) 非課税の適用を受けるためには「ゴルフ場利用税非課税申出書」に必要事項を記入し、利用するゴルフ場に提出するとともに、証明書類(手帳など)を提示して、その旨を証明していただく必要があります。(証明書類の写しが必要)

◆ 詳しいことは、利用するゴルフ場へお問い合わせください。

○福祉車両に対する減免

主に身体等に障害のある方が利用するための福祉車両について、自動車取得税や自動車税の減免を受けることができます。

◆詳しいことは、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ)	埼玉県自動車税事務所	TEL 048-623-0233	FAX 048-623-0220
	埼玉県自動車税事務所熊谷支所	TEL 048-532-8011	
	行田県税事務所	TEL 048-556-5193	

○ 自動車税・自動車取得税及び軽自動車税の減免

◇普通自動車税の減免について

障害者及び生計を一にする方(埼玉県内に居住していることが必要です)が取得又は所有する自動車でもっぱら障害者の通院、通学又は就労のために使用される自動車の自動車税(上限 45,000 円)・自動車取得税(150,000 円)が減免されます。

※また、減免申請の通年化により、年度途中でも申請により減免の対象になる場合がございます。

対象となる障害等級・程度

障害区分 等級	身体障害者手帳の等級						療育手帳の程度			
	1	2	3	4	5	6	Ⓐ	A	B	C
視 覚	○	○	○	△			○	○		
聴 覚		○	○				精神保健福祉手帳の等級			
音声・言語			△				1	2	3	
平衡機能			○				△			
上 肢	○	○					・視覚 4 級の一部 (視覚 4 級のうち両眼の視力の和が 0.09~0.12) ・音声・言語の一部 (こう頭が摘出された場合に限る) ・精神保健福祉手帳の一部 (1 級でかつ精神通院医療を受けている方)			
下 肢	○	○	○	○	○	○				
体 幹	○	○	○		○					
心 臓	○		○							
じん臓	○		○							
呼吸器	○		○							
ぼうこう・直腸	○		○							
小 腸	○		○							
免 疫	○	○	○							

※ △は、一部対象です。

障害者、自動車の所有者及び運転者が同一でない場合は、福祉課にて発行される「証明書」が必要になりますので、以下のものを用意してください。

- ・現用車両の場合(印鑑、手帳、免許証、車検証、納税通知書または納税証明書)
- ・自動車購入の場合(印鑑、手帳、免許証)

◇軽自動車税の減免について

行田市内に住所を有している障害者及び生計を一にする方が所有する軽自動車でもっぱら障害者の通院、通学又は就労のために使用されるもの及び車検証に「障害者輸送用」等と記載されたもの(改造車)は軽自動車税が全額減免されます。納期限 7 日前までに下記のものをご持参の上、市役所税務課に申請してください。

障害者手帳・納税義務者の印鑑・運転者の免許証・車検証・納税通知書
福祉課にて発行される「証明書」(本人が所有し、かつ運転する場合は不要)

- ◆対象となる障害の程度は、普通自動車税と同じです。なお「障害者輸送用」と記載された軽自動車など障害者のために改造されたものは、利用する方の障害の程度にかかわらず減免の対象です。

窓 口	証 明 書 発 行	福祉課障害福祉担当(556-1111 内線 265・266)
	自動車取得税減免申請	埼玉県自動車税事務所熊谷支所(048-532-8011)
	自動車税減免申請	行田県税事務所(048-556-5193)
	軽自動車税減免申請	市役所税務課諸税担当(556-1111 内線 235)

※ 減免を受ける理由が消滅しましたら上記の申請窓口へお届けください。

6 保健事業

手帳の有無、障害の程度は問いません。

(窓 口) 保健センター(553-0053)

○ 理学療法相談

首が座らない、歩かないなど乳幼児の運動発達に関する相談です。

(内 容) 理学療法士による個別相談 予約制

○ ことばの相談

ことばがゆっくり、発音がはっきりしないなど乳幼児の言語発達に関する相談です。

(内 容) 言語聴覚士による個別相談(言語発達検査及び相談) 予約制

○ 心理発達相談

乳幼児の発達全般や育児をする上で心理的な悩みを抱えている方に対する相談です。

(内 容) 臨床心理士による個別相談(発達検査及び相談) 予約制

○ 親子教室

親子での集団活動を通して、乳幼児の健全な発達や育児力の向上のために行っている教室です。

(対象者) 発達に遅れのある乳幼児(主に就園・就学前の幼児)と保護者または育児不安のある保護者

(内 容) 月2回、やすらぎの里「おもちゃ図書館」等でリズム体操や発達を促す遊びを行っています。申込が必要です。

○ こころの相談

夜眠れない、なんとなく気分がすぐれない、不安なことがあるなどの心配のある方やご自身の性格や人間関係に悩みのある方に対して相談を行う事業です。

(内 容) 精神科医師による個別相談。予約制。

○ ソーシャルクラブ

集団活動を通して、社会生活能力の向上や対人関係能力の改善をはかるために行っている事業です。

(対象者) 統合失調症の方で、服薬や通院が行え、状態が安定している方。

(内 容) 月2回保健センター等で茶話会・スポーツ等の活動を行っています。申込が必要です。

7 総合福祉会館での事業

行田市には、障害者及び高齢者の福祉の増進を目的とした、総合福祉会館があります。

(窓口) 行田市社会福祉協議会(総合福祉会館内 557-5400)

○ 地域活動支援センター事業

在宅の障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業です。

(対象者) 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方

○ 機能回復訓練

医療の終了した方を対象に、機能の維持向上を積極的に行います。

(対象者) 障害者手帳の交付を受けられた方

○ 社会自立支援事業

各種の教室や講習を通じて自立と社会参加を支援します。

毎年度、実施される教室や講習に違いがあります。

※ 概要は、「市報ぎょうだ」や「社協だより」などでお知らせいたします。

○ おもちゃ図書館

発達に遅れがあったり、心身に障害があるために上手に遊べない、うまく人と関われない子ども達がおもちゃで遊ぶことを通して、生き生きと楽しい余暇活動を過ごすためのスペースです。

保護者同伴です。

○ 児童デイサービス

心身に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

(対象者) 発育・発達に障害又は、遅れがあると思われる未就学児

※ただし、障害福祉サービス受給者証が必要です。

(受給者証交付窓口は、福祉課になります。)

8 介護保険との関係

身体障害者の方でも、40歳～65歳未満の方で「加齢にともなって生ずる心身の変化に起因する疾病」(特定疾病)により介護が必要と認定された方は、介護保険の対象となり、介護保険のサービスが利用できます。

介護保険が利用できる方は、介護保険が優先されます。介護保険に無いサービスについては、障害者手帳に基づき利用することができます。

介護保険が利用できる特定疾病

- ① がん【がん末期】
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
 - ② 関節リウマチ
 - ③ 筋萎縮性側索硬化症
 - ④ 後縦靭帯骨化症
 - ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
 - ⑥ 初老期における認知症
 - ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - ⑧ 脊髄小脳変性症
 - ⑨ 脊柱狭窄症
 - ⑩ 早老症
 - ⑪ 多系統萎縮症
 - ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - ⑬ 脳血管疾患
 - ⑭ 閉塞性動脈硬化症
 - ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
 - ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 各病名について細かな規定がありますので、担当窓口へお尋ねください。

(窓 口) 高齢者福祉課介護認定担当(556-1111 内線 269)

9 相談員・障害者団体等

○ 身体障害者相談員

身体障害者やその家族の方々の相談に応じ、福祉事務所など関係機関との連絡調整を行っています。(任期:平成19年12月～平成21年11月まで)

田島 幸夫	行田市中里 24	TEL 556-6556
渡辺 重二	行田市門井町 3-25-22	TEL 553-2469
新井 雅雄	行田市南河原 535	TEL 557-1322

○ 知的障害者相談員

知的障害者やその家族の方々の相談に応じ、福祉事務所など関係機関との連絡調整を行っています。(任期:平成22年7月まで)

小林 陽子	行田市荒木 728-3	TEL 559-2435
市川 久子	行田市南河原 1444-3	TEL 557-0758
板垣 慶子	行田市長野 1867-3	TEL 553-2478

○ 障害者団体

行田市身体障害者福祉会

会長 田島 幸夫 行田市中里 24 TEL 556-6556

行田市肢体不自由児(者)父母の会

会長 東 美智子 行田市前谷 785-7 TEL 556-5724

行田市視力障害者協会

会長 久保田隆久 行田市持田 956-6 TEL 554-9288

行田市手をつなぐ育成会

会長 佐々木久二 行田市若小玉 2635 TEL 556-7537

行南わかかさ会

会長 久保田和市 行田市持田 3-5-1 TEL 554-2720

行田市聴覚障害者の会

副会長 櫻井 正子 行田市谷郷 1-20-36 FAX 556-9096

○民生委員・児童委員

地域社会の生活で困っている人や児童・障害者・高齢者等のことで問題を抱えている方々に、相談・援助・情報提供などを行っています。

○行田市内にある障害者施設等

◇知的障害者更生入所施設

18歳以上の知的障害者が入所し、必要な指導及び訓練を受けることを目的とする施設。

(福) 聖徳会

施設名 行田園

所在地 行田市荒木 1199

TEL 048-557-3283

◇知的障害者入所授産施設

18歳以上の知的障害者であって、就労等が困難な者が入所し、必要な訓練を行なうとともに、作業訓練等を行なうことを目的とする施設。

(福) 聖徳会

施設名 見沼園

所在地 行田市荒木 1735

TEL 048-557-2873

◇知的障害者通所授産施設

18歳以上の知的障害者であって、就労等が困難な者が通所し、作業訓練等を行なうことを目的とする施設。

(福) かがやきの会

施設名 かがやき共同作業所

所在地 行田市大字野 1368-1

TEL 048-559-1034

◇福祉サービス事業所(多機能型)

複数の障害福祉サービス(日中活動)を提供します。

(福) 健翔会

施設名 麦の穂 生活介護・自立訓練(生活)

所在地 行田市小見 1141-1

TEL 048-554-8815

◇福祉サービス事業所(就労継続支援)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。

NPO 法人 サイシップ

施設名 夢知無恥

所在地 行田市斎条 870

TEL 048-557-5888

◇心身障害者地域デイケア施設

在宅の心身障害者の社会参加の推進のため、身近な地域で通所により必要な自立訓練及び授産活動の場を提供することにより社会参加の助長を図ることを目的とした施設。

行田市障害者福祉センター

所在地 行田市栄町 20-39

TEL 048-553-2181

NPO 法人 行田のぞみ園

施設名 行田のぞみ園

所在地 行田市緑町 13-31

TEL 048-553-3102

NPO 法人 CIL ひこうせん

施設名 こころ

所在地 行田市南河原 2676-1

TEL 048-557-1706

◇精神障害者小規模作業所

精神障害者の社会復帰の促進を図るため、地域で通所により必要な作業訓練や社会適応訓練の場を提供する。

ピアハウスなごみ運営委員会

施設名 ピアハウスなごみ

所在地 行田市行田 3-2

TEL 048-554-1235

◇生活ホーム事業

身体障害者及び知的障害者で自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情等でそれができない者に対し、その社会的自立の助長を図ることを目的とする施設。

NPO 法人 CIL ひこうせん

施設名 なかまの家

所在地 行田市長野 4613-1

TEL 048-559-2555

10 その他

○ 郵便等による不在者投票

選挙人で身体に重度の障害があり、投票所に行けない方は郵便により投票することができます。

- (対象者) 身体障害者手帳(一定の障害)や戦傷病者手帳(一定の障害)、介護保険の被保険者証(要介護5)をお持ちの方。
ただし、埼玉県知事の証明が必要となる場合があります。
- (手続) 「郵便等投票証明書」が必要となりますので、事前にご相談ください。
- (窓口) 行田市選挙管理委員会(556-1111 内線 219)

○ 代理人による代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる方のうち下記に該当される方で、自書することができない方は、届出により代理人による代理記載ができます。

- (対象者) 身体障害者手帳(上肢又は視覚の障害程度が1級)をお持ちの方、又は、戦傷病者手帳(上肢又は視覚の障害程度が特別項症から第2項症まで)をお持ちの方。
- (届出) 事前に代理記載人(1人)を届け出る必要があります。
- (窓口) 行田市選挙管理委員会(556-1111 内線 219)

○ 青い鳥郵便葉書の無料配布

葉書の無料配布を希望される方は、あらかじめ最寄りの郵便局へお問い合わせください。配布される期間が決まっています。

- (対象者) 身体障害者手帳1級～2級、療育手帳(A)～A
- (枚数) 20枚
- (窓口) 最寄りの郵便局

◆本年度の配布は6月2日に終了しました。ご了承ください。

○ 無料番号案内(ふれあい案内)

目や上肢などが不自由な方、知的障害や精神障害を有している方に無料で番号案内をします。

- (対象者) ① 身体障害者手帳をお持ちの方
視覚障害(1級～6級)
肢体不自由(1級、2級)
- ② 療育手帳をお持ちの方
- ③ 戦傷病者手帳をお持ちの方
視力の障害(特別項症～第6項症)
上肢の障害(特別項症～第2項症)
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (窓口) 最寄りのNTTの支店又は営業所

○ 携帯電話障害者割引

携帯電話の普及に伴い障害者の方の社会参加の支援として、基本使用料等の割引が受けられます。

- ① NTTドコモ「ハーティ割引(ふれあい割引)」
- ② au(KDDI)「スマイルハート割引」
- ③ ソフトバンク「ハートフレンド割引」

※詳細は各支店、取扱店へお問合せ下さい。

○ 身体障害者標識(障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された者が普通自動車を運転する場合において、その肢体不自由が運転に影響を及ぼす恐れがあるときに、その普通自動車に表示するものです。このマークを表示することによって、他の運転者は幅寄せ、割り込みをしてはならないこととされています。

問合せ先 行田警察署 (代) 553-0110



○ 国際シンボルマーク

国際シンボルマークを希望する方は、下記へお問い合わせください。実費負担となります。

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



○ 耳マーク

このマークは、聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」です。
口元を見せてはっきり話したり、筆談でやり取りするなどの配慮が必要です。

問い合わせ
社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
〒162-0066 東京都新宿区市谷台町14番5号
MSビル市ヶ谷台1階
TEL03-3225-5600
FAX03-3354-0046



○ ハート・プラス マーク

このマークは「身体内部に障害を持つ人」を表現したマークです。

問い合わせ

ハートプラスの会

〒135-0003 東京都江東区猿江 2-1-7-402

TEL/FAX 03-5638-6142 (月・火・木・金 午前中)



○ ほじょ犬

ほじょ犬とは、からだの不自由な人の、からだの一部となり働く「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された特別な犬のことです。

ほじょ犬の種類

「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」



○ 成年後見制度

認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度です。

(問合せ先) さいたま家庭裁判所熊谷支部 TEL 048-521-2474(代表)

○ あんしんサポートねっと(埼玉県福祉サービス利用援助事業)

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方で、一人で生活していくには不安な方に、安心して生活が送れるよう福祉サービス利用の相談・助言、手続きなどの支援を行う事業です。申込みをしますと面接・調査にお伺いし、支援計画書を作成し、契約を結びます。

(利用料) 生活支援員による援助は有料です。

1回1時間 1,200円(以降30分ごとに400円が加算されます。)

(窓口) 行田市社会福祉協議会(総合福祉会館内 557-5400)

(実施主体:埼玉県社会福祉協議会)

○ 職業相談・職業紹介・職業訓練

① 公共職業安定所(ハローワーク)

障害者の就職などについて、専門の担当者が相談・紹介を行っています。障害者が求職の申込みをしますと、障害の状況、技能、知識、適性、希望などが登録され、就職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。

(問い合わせ) 行田公共職業安定所

〒361-0023 行田市長野 943 TEL048-556-3151

② 埼玉障害者職業センター

障害者の就職と雇用の安定を図るため、行田公共職業安定所と連携しながら、就職のための相談、職業評価・職業準備訓練・職域開発援助事業などを行っています。

(問い合わせ) 埼玉障害者職業センター

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1 TEL048-854-3222

③ 埼玉県立職業能力開発センター

埼玉県では、障害のある方が、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身につけ、雇用の促進が図られるよう、地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託して職業訓練を実施しています。

(問い合わせ) 埼玉県立職業能力開発センター障害者訓練担当

〒331-0825 さいたま市北区櫛引町 2-499-11 TEL048-651-3122

④ 障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行ないます。

(問い合わせ) 障害者就業・生活支援センター遊谷(運営:社会福祉法人熊谷礎福祉会)

〒360-0041 熊谷市宮町 2-65 熊谷市立障害福祉会館 2階 TEL048-599-1755

⑤ 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

自閉症スペクトラム(自閉症からアスペルガー症候群または高機能自閉症まで、知的な遅れがない例から重度の知的な遅れがある例まで連続した一つのもの)及び中枢神経系の障害とされる発達障害者の方たちへの相談支援・発達支援・就労支援に努めています。

(問い合わせ) 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

〒350-8013 川越市平塚新田東河原 201-2 TEL049-239-3553

⑥ 国立職業リハビリテーションセンター

「中央広域障害者職業センター」と「中央障害者職業能力開発校」の2つの側面を持ち、国立身体障害者リハビリテーションセンターと連携のもと、障害のある方々の自立に必要な職業指導や職業訓練などを体系的に提供する機関です。

○中央広域障害者職業センター

職業評価 … 入所に当たって職業適性を確認します。

職業指導・就職支援 … 職業的自立に向けて支援します。

○中央障害者職業能力開発校

職業訓練 … 職業人として必要な知識・技能の訓練を行います。

(問い合わせ) 国立職業リハビリテーションセンター

〒359-0042 所沢市並木 4-2 TEL04-2995-1711

ホームページ <http://www.nvr.cd.ac.jp>

○ 福祉カード

聴覚・音声・言語障害者の方が公共機関、病院、銀行などの窓口に出向いたとき、けが、病気など緊急の際にこのカードを提示し、円滑な手続といち早く連絡ができるように市民の皆様の協力をお願いするものです。

(費用) 無料

(手続) 身体障害者手帳と写真(縦 3.3cm 横 2.5cm)をご持参ください。

(窓口) 行田市社会福祉協議会(総合福祉会館内 557-5400)(実施主体:行田市)

○ 埼玉県障害者福祉資金貸付制度

埼玉県障害者福祉資金貸付制度は、障害者手帳をお持ちの方がよりよく生活できるようにすることを目的に埼玉県社会福祉協議会が実施主体となり、各市町村社会福祉協議会及び民生委員の協力のもとに実施しています。

※住宅資金は1名、団体事業資金は2名以上の連帯保証人が必要です。

- (種類) ① 住宅資金(新築、購入、改築、増築、改造など)
② 団体事業資金(施設の開設を希望するものが県内に居住している障害者の居住環境の確保又は社会参加促進のために生活ホーム、心身障害者地域デイケア施設、精神小規模作業所、グループホーム又はケアホームを開設しようとする場合)
※ ただし、市町村の同意が必要です。

(金利) 年 2.5%

(手続) 事前にご相談ください。

(窓口) 行田市社会福祉協議会(総合福祉会館内 557-5400)

○ 行田市内公共施設の使用料等の減免

(対象者) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び障害者の方に現に付き添っている介護者(1人に限る)

使 用 料	電 話	減免内容
総合体育館、市民プールおよび門井球場(ロッカーの利用料金を除く)	553-3377	使用料などの半額
富士見公園野球場・庭球場および総合公園野球場・庭球場・弓道場		
総合公園プール(ロッカーの利用料金を除く)	556-6371	
産業文化会館(附属設備の利用料金を除く)		
男女共同参画推進センター	556-9301	
商工センター(附属設備の利用料金を除く)	553-0510	
教育文化センター(附属設備の使用料を除く)	556-2649	
勤労会館	554-3235	
公園管理事務所	556-1111 内線353(まちづくり推進課)	
古代蓮の里古代蓮会館の利用料金	559-0770	
公民館および地域文化センター	556-2649	全 額 免 除
史料館	553-3581	
郷土博物館の入館料および使用料	554-5911	全 額 免 除
老人福祉センターの使用料および個室使用料	557-2486	
産業文化会館アートギャラリーの入館料	556-6371	
古代蓮の里駐車場	559-0770	

※詳細は福祉課または各施設へお問合せ下さい

○ 埼玉県内公共施設の使用料等の減免

- (対象者) ① 身体障害者手帳を持っている方及び介護の方1名(身体障害者手帳に第2種身体障害者の指定がある12歳以上の方の介護者を除く)
 ② 療育手帳を持っている方及び介護の方1名
 ③ 精神障害者保健福祉手帳を持っている方及び介護の方1名(精神障害者保健福祉手帳3級で12歳以上の方の介護者を除く)

施 設 名	電 話	使 用 料 名	減額内容
埼玉県平和資料館	0493-35-4111	入館料	免除
埼玉会館	048-829-2471	駐車場	免除
埼玉県県民活動総合センター	048-728-7111	トレーニング室	免除
		宿泊室利用料金	2分の1に相当する額を減額
彩の国さいたま芸術劇場	048-858-5500	駐車場	免除
青少年総合野外活動センター	0494-24-1463	宿泊施設等利用料金	2分の1に相当する額を減額
		日帰り利用料 マウンテンバイク使用料	免除
埼玉県山西省友好記念館	0494-79-1493	入館料	免除
埼玉県県民健康福祉村	048-963-7111	テニスコート・ソフトボール場 及び多目的運動場・更衣室	免除

埼玉県労働会館 埼玉県川越福祉センター 埼玉県熊谷福祉センター 埼玉県春日部福祉センター	048-832-2151 0492-44-2271 048-521-5421 048-761-3181	結婚式場等	2分の1に相当する額を減額
勤労青少年フレンドシップ・ハイツ	0493-54-2030	宿泊料・休憩料・テニスコート	2分の1に相当する額を減額
大宮公園 戸田公園 上尾運動公園 秋ヶ瀬公園 久喜菖蒲公園 しらこぼと公園 所沢航空記念公園 こども動物自然公園 吉見総合運動公園 羽生水郷公園 秩父公園 川越公園 熊谷スポーツ文化公園 加須はなさき公園 吉川公園 みさと公園	048-641-6391 048-442-2424 048-771-4245 048-862-5842 0480-23-1366 0489-77-5111 042-998-4388 0493-35-1234 0493-54-4701 048-565-1010 0494-25-1315 0492-21-2241 048-525-4492 0480-65-7155 0489-82-6800 0489-64-5221	水泳場 水族館入館料 アイススケート場 魚釣り場 施設使用料等	免除
埼玉県立武道館	048-822-5551	道場使用	免除
埼玉県立スポーツ研修センター	048-774-5551	各スポーツ施設	免除
		宿泊施設使用料	2分の1に相当する額を減額
小川少年自然の家 名栗少年自然の家	0493-72-2220 0429-79-1011	プラネタリウム館 入場料	免除
埼玉県立近代美術館	048-824-0111	企画展示観覧料	免除
さいたま文学館	048-789-1515	観覧料	免除
埼玉県立さきたま資料館	048-559-1111	入館料	免除
埼玉県立博物館	048-641-0890	入館料	免除
埼玉県立歴史資料館	0493-62-5896	展示館入館料	免除
埼玉県立自然史博物館	0494-66-0404	入館料	免除
さいたま川の博物館	048-581-7333	入館料・施設利用料金	免除
伊豆潮風館	0557-51-1504	宿泊料・会議室料	減額あり
老人母子休養センター白鳥荘	0494-66-0190	宿泊料・休憩料	減額あり
奥武蔵あじさい館	0429-78-2888	宿泊料	減額あり
森林科学館	0494-56-0026	施設利用料金	免除
埼玉県障害者交流センター	048-834-2222	ホール、屋内プール、テニスコートなど	免除
埼玉県環境科学国際センター	0480-73-8331	入場料	免除
さいたまスーパーアリーナ	048-601-1122	駐車場(24時間以内)	免除
彩の国ビジュアルプラザ	048-265-2500	映像ミュージアム、駐車場(24時間以内)	免除

※ 詳細は、各施設へお問合せください。

障害者自立支援法の円滑な施行に向けて

障害者自立支援法

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします

はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。

しかし、次のような問題点が指摘されていました。

- ①身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない(地方自治体間の格差が大きい)こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

障害者自立支援法のポイント

- ①障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

福祉サービスの新体系

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)は一定程度、可能となります。

新サービス

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援(A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

【市町村事業】

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

【都道府県事業】

事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	精神障害者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業(研修事業を含む。)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。

利用の手続き

支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、
障害者の心身の状況(障害程度区分)
社会活動や介護者、居住等の状況
サービスの利用意向
訓練・就労に関する評価を把握
その上で、支給決定を行います。

介護給付を希望する場合

相談・申し込み【相談支援事業者】(市町村)
利用申請
心身の状況に関する106項目のアセスメント(市町村)
障害程度区分の一次判定(市町村)
二次判定【審査会】【医師意見書】
審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます
障害程度区分※の認定(市町村)
介護給付では区分1から6の認定が行われます
勘案事項調査(市町村)
地域生活 就労 日中活動 介護者 居住 など
サービスの利用意向の聴取(市町村)
必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。
支給決定(市町村)

訓練等給付を希望する場合

相談・申し込み(相談支援事業者)(市町村)
利用申請
心身の状況に関する106項目のアセスメント(市町村)
勘案事項調査(市町村)
地域生活 就労 日中活動 介護者 居住 など
サービスの利用意向の聴取(市町村)
暫定支給決定(市町村)
訓練・就労評価項目→個別支援計画
一定期間、サービスを利用し、
①ご本人の利用意思の確認 ②サービスが適切かどうかを確認
確認ができれば、評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果を
ふまえ本支給決定が行われます。
必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。
支給決定(市町村)

※障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害程度区分の認定は、障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

1ヶ月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、一ヶ月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

平成20年7月より世帯の範囲は下の表のようになります。

利用者	世帯の範囲	
	所得	資産
18歳以上の方	障害のある方とその配偶者	障害のある方とその配偶者
18歳未満の方	保護者の属する住民基本台帳での世帯	保護者と生計中心者

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯(低所得1に該当しない方)	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

◇月額負担上限額が軽減対象になる資産の状況

	預貯金等の額
障害のある方	500万円以下
障害のある方と配偶者	1,000万円以下

18歳未満の方の資産の範囲は、預貯金等が1,000万円以下であることが要件となります。

上記の資産要件を満たす場合、月額負担上限額は下の表のように軽減されます。

区分	平成20年7月からの軽減後負担上限額
低所得1	1,500円
低所得2	3,000円 通所サービスのみ、もしくは通所と短期入所を併用する場合、1,500円
一般	
18歳以上の方(所得割16万円未満)	9,300円
18歳未満の方(所得割28万円未満)	4,600円

障害に係る自立支援医療

これまでの障害に係る公費負担医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)が、自立支援医療に変わります。

自立支援医療制度

支給認定の手続きを共通化、利用者負担の仕組みを共通化、指定医療機関制度を導入。

医療の内容や、精神通院医療、育成医療は都道府県の認定、更生医療は市町村の認定であることは従来のもと同じです。

自立支援医療の利用者負担と軽減措置

基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々(高額治療継続者、いわゆる「重度かつ継続」)にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。

入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1.対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者(一定所得以上の者を除く)。

対象疾病は、従来の対象疾病の範囲どおりです。

2.給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。また、入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については原則自己負担。

障害児施設の利用者負担

障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)は、措置から契約方式に変わります。

障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、これまで同様、現在入所している方のうち障害の程度が重度である場合は、満18歳に達した後の延長利用を可能とするとともに、重症心身障害児施設においては、満18歳を超えていても、新たな施設利用を可能としています。

障害児施設(入所)の利用者負担(平成19年4月実施)

- ・福祉型の障害児施設については、サービスにかかる費用は定率(1割)負担、食費・光熱水費は実費負担となります。定率負担は、経過措置として、資産が一定以下※であれば月額負担上限額の軽減(月額負担上限額の1/2)の対象となります。
- ・医療型の障害児施設については、サービスにかかる費用の1割負担(福祉分、医療分ともに)、食費については、入院時食事療養費の標準負担額分の負担となります。
- ・この他、日常生活にかかる費用等が実費負担となります。
- ・福祉型、医療型ともに地域で子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担となるよう、軽減措置が講じられます。

※預貯金等の額が1000万円以下

福祉型の障害児施設(入所)の費用構成

食費等(全額負担) ただし補足給付あり

福祉サービス費 1割負担

生活保護、低所得1・2、一般(市町村民税所得割16万円(注)未満)の場合

費用	その他生活費※1 2.5万円	定率負担※2 1.5万円	食費、光熱水費 5.8万円
負担	年収200万円未満世帯における 一人当たりの平均的な支出約5.0万円		補足給付

一般(市町村民税所得割16万円以上)の場合

費用	その他生活費※1 2.5万円	定率負担 (事業費の1割)	食費、光熱水費 5.8万円
負担	平均的な世帯における 一人当たりの平均的な支出約7.9万円		補足給付

※1 18歳未満の場合は、2.5万円に0.9万円を加えて計算

※2 実際に負担する額は、事業費の1割もしくは所得階層区分に応じた負担上限額(月額負担上限額が軽減されている場合はその額)のいずれか低い額

(注)収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。税制の改正により平成19年7月以後は収入が概ね600万円の場合、所得割が約16万円に変更されましたが、軽減措置の対象が概ね600万円以下の世帯であることは変わりません

医療型の障害児施設(入所)の費用構成

医療費(保険給付)	障害児施設医療費の1割負担
福祉サービス費	1割負担
入院時食事療養費(保険給付)	標準負担額

医療部分の利用者負担額、福祉部分の利用者負担額、入院時食事療養費の実費負担(1日あたり780円、630円、480円等)の合計が福祉型施設と同様の負担となるよう軽減措置を実施

障害児施設(通所)の利用者負担(平成19年4月実施)

定率負担は、経過措置として、資産が一定以下※であれば、月額負担上限額の軽減(月額負担上限額の1/4)の対象となります。(児童デイサービス等の月額負担上限額の軽減はP13²)

を参照)。低所得者世帯については、障害児の通所施設の利用者負担を一般の子育て世帯との均衡から、保育所の保育料程度の負担水準とするよう、さらに、食費のうち人件費分を給付し、食費の負担を軽減します。一般世帯(市町村民税所得割16万円未満(注))の食費負担は、経過措置として人件費が支給され、食材料費のみの負担となります。障害児施設(通所)の20歳未満の利用者も同様です。

※ 預貯金等の額が1000万円以下

福祉型の障害児施設(通所)の利用者負担

事業費14.4万円	定率負担	食費等
低所得1	3,750円	1,540円
低所得2	3,750円	1,540円
一般世帯(所得割16万円(注)未満)	9,300円	5,060円
一般世帯(所得割16万円以上)	14,400円	14,300円

(注)収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。税制の改正により平成19年7月以後は収入が概ね600万円の場合、所得割が約16万円に変更されましたが、軽減措置の対象が概ね600万円以下の世帯であることは変わりません。

医療型の障害児施設(通所)の利用者負担

事業費(福祉)4.9万円			
事業費(医療)4.5万円	福祉部分	医療部分	食費等
低所得1	3,750円	4,500円	1,540円
低所得2	3,750円	4,500円	1,540円
一般世帯(所得割16万円(注)未満)	5,900円※	4,500円	5,060円
一般世帯(所得割16万円以上)	4,900円	4,500円	14,300円

※食費の人件費分の利用者負担分が含まれます。

(注)収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。税制の改正により平成19年7月以後は収入が概ね600万円の場合、所得割が約16万円に変更されましたが、軽減措置の対象が概ね600万円以下の世帯であることは変わりません。

障害児施設体系の見直しについて

障害者自立支援法施行後3年を目途に施設体系の再編等について必要な検討を行うことにしています。

障害者自立支援法円滑施行特別対策

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度まで、以下の3つの柱からなる特別対策を実施する予定。

- ① 利用者負担の更なる軽減措置
 - 通所・在宅利用者
 - ・1割負担上限額を1/2から1/4に引き下げ
 - ・軽減対象を収入ベースで概ね600万円までの世帯に拡大
 - ※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
 - 入所・グループホーム・ケアホーム利用者
 - ・工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)
 - ・個別減免の資産要件を350万円から500万円に拡大
 - ② 事業者に対する激変緩和措置
 - 日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施
 - ・旧体系 従前額保障の引き上げ(80%→90%)
 - ※旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設
 - ・通所事業者 送迎サービスに対する助成を実施
 - ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置
 - 直ちに新体系サービス等へ移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援を実施
 - ・小規模作業所等に対する助成
 - ・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
 - ・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等
- ②、③を実施するため、平成18年度補正予算において都道府県に基金を造成

作成・発行 厚生労働省/社会福祉法人全国社会福祉協議会

厚生労働省 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

ホームページ: www.mhlw.go.jp

社会福祉法人全国社会福祉協議会 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2

ホームページ: www.shakyo.or.jp